

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

所有者名		1枚のうち																				
税務 太郎		1枚目																				
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称	号	年	月	十億	百万	千	円	数	減価残存率 <sup>(17)</sup>	価額		課税標準額		増加理由	摘要				
													十億	百万	千	円			率	コード	十億	百万
01	2		パソコン (●●電子XX-123456)	1	4	28	10			300	000	4	0.781	234	300		234	300	① 2 3・4			
02																			1・2 3・4			
06																			1・2 3・4	申告漏れ		
07																			1・2 3・4			
08																			1・2 3・4			
09																			1・2 3・4			
10																			1・2 3・4			
11																			1・2 3・4			
12																			1・2 3・4			
13																			1・2 3・4			
14																			1・2 3・4			
15																			1・2 3・4			
16																			1・2 3・4			
17																			1・2 3・4			
18																			1・2 3・4			
19																			1・2 3・4			
20																			1・2 3・4			
													300	000			234	300			234	300

記入例では増加資産ですが、なるべく全資産を記入してください。(選択した方に○を付けてください。)

資産の名称は漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベットすべて使用可能です。  
※当町からの資産明細においては、以前使用していた課税システムの都合により、カタカナ表記になっているものがありますが、現在のシステムは漢字・ひらがなに対応しています。

・取得価格には、工事費、調査・設計費、労務費などを含みます。  
・また、消費税は会社の経理方式に合わせます。消費税を含める経理方式を選択している場合は、取得価格に消費税を含めてください。  
・国税(所得税・法人税)の申告額と基本的には一致しますが、国税で認められる圧縮帳簿が固定資産税では認められないなど、異なる部分もありますので、ご注意ください。(くわしくはホームページをご覧ください。)

- 1.新品
- 2.中古
- 3.移動による受け入れ
- 4.その他

以前に取得し、申告が漏れていた資産の場合は、摘要欄に「申告漏れ」と記入してください。

**償却資産について、今一度、申告漏れがないかご確認ください！！**

チェック

- 耐用年数が経過した資産を消さずに、含めていますか？  
⇒ 固定資産税の償却資産では、耐用年数経過後も事業に使っている(または使える状態である)限り、申告対象になります。
- 遊休資産・未稼働資産を含めていますか？ ⇒ 申告対象です。
- 赤字などを理由に、所得税や法人税では減価償却を行っていない資産を含めていますか？ ⇒ 申告対象です。
- 保養所、寄宿舎、娯楽施設など福利厚生施設内の備品や塀、駐車場舗装などを含めていますか？ ⇒ 建物を除き、申告対象です。
- 門、塀、フェンス、駐車場などのアスファルト舗装を含めていますか？ ⇒ 漏れやすい事例ですが、申告対象です。
- 大型特殊自動車を含めていますか？  
⇒ 申告対象です。(トラクター・コンバインなど農業用車両は最高時速35km以上のものは大型特殊になります。)
- 農業を営んでいる方で、トラクター・コンバインを誤って申告していませんか？  
⇒ 最高時速35km以上のものを除き、申告する必要はありません。ただし、公道を走るかどうかに関わらず、軽自動車税を納付する必要がありますので、役場税務課でナンバーの交付を受けてください。
- 家庭用との兼用資産(テレビ、録画デッキ、ソファ、ステレオなど)を含めていますか？  
⇒ 取得価格を事業に使用する割合で按分して申告します。家庭で使用する割合が大きい場合でも申告対象になります。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。